

通常の授業クラス				
学 校	コース	曜 日	時間帯	講 師 名
	年内		朝・昼 夜・全日	

		合 計
第一問	第二問	



大原番号			—						氏 名								
------	--	--	---	--	--	--	--	--	-----	--	--	--	--	--	--	--	--

2025年受験対策 相続税法 第4回確認テスト（年内完結）第一問答案用紙

[illegible]

氏 名

1 各相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産（次の(2)及び(3)に該当するものを除く。）の価額の計算

(単位：円)

財 産 の 種 類	取 得 者	課税価格に算入 される金額	計 算 過 程
G 宅 地			
H 建 物			
外 貨 建 預 金			
M 空 地			
私 道			
N 宅 地			
貸 付 金			
骨 と う 品			

氏	名

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産（次の(2)及び(3)に該当するものを除く。）の価額の計算（続き）
(単位：円)

財 産 の 種 類	取 得 者	課税価格に算入 される金額	計 算 過 程
相 続 財 産			

(2) 相続又は遺贈により取得した個々の財産（I社株式）の価額の計算

① 評価方式の判定

--

氏	名

(2) 相続又は遺贈により取得した個々の財産（I社株式）の価額の計算（続き）

② 1株当たりの純資産価額の計算 (単位：円)

--

氏	名

(2) 相続又は遺贈により取得した個々の財産（I社株式）の価額の計算（続き）

③ 1株当たりの評価額の計算 (単位：円)

財 産 の 種 類	取 得 者	課税価格に算入 される金額	計 算 過 程
I 社 株 式			

氏	名

(2) 相続又は遺贈により取得した個々の財産（I社株式）の価額の計算（続き）

③ 1株当たりの評価額の計算（続き）

（単位：円）

財 産 の 種 類	取 得 者	課税価格に算入 される金額	計 算 過 程
I 社 株 式			

(3) 相続又は遺贈によるみなし相続財産の価額の計算

（単位：円）

財 産 の 種 類	取 得 者	課税価格に算入 される金額	計 算 過 程
生命保険金等			
			(生命保険金等の非課税金額の計算)

氏 名

(3) 相続又は遺贈によるみなし相続財産の価額の計算 (続き)

(単位: 円)

財 産 の 種 類	取 得 者	課税価格に算入 される金額	計 算 過 程
上記以外の相続 又は遺贈による みなし相続財産			

(4) 小規模宅地等の特例の計算

(単位: 円)

計 算 過 程		
特 例 対 象 宅 地 等	取 得 者	課税価格から減額される金額

(5) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用の計算

(単位: 円)

債 務 及 び 葬 式 費 用	負 担 者	金 額	計 算 過 程
債 務			
葬 式 費 用			

氏 名

(6) 課税価格に加算する贈与財産（暦年贈与財産）価額の計算 (単位：円)

贈 与 年 分	受 贈 者	加算される贈与財産価額	計 算 過 程

(7) 相続時精算課税に係る贈与財産価額の計算 (単位：円)

贈 与 年 分	受 贈 者	加算される贈与財産価額	計 算 過 程

(8) 相続人等の課税価格の計算 (単位：円)

項 目 \ 相続人等							計
相続又は遺贈による取得財産							
みなし取得財産							
相続時精算課税適用財産							
債務及び葬式費用							
生前贈与加算額							
課 税 価 格 (1,000円未満切捨)							

氏 名

2 納付すべき相続税額の計算

(1) 相続税の総額の計算

課 税 価 格 の 合 計 額			遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額	課 税 遺 産 額	
千円			千円	千円	
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額		相続税の総額の基となる税額	
		千円		円	
合計	人	1		相続税の総額 (100円未満切捨)	円

(2) 相続人等の納付すべき相続税額の計算 (単位：円)

項 目 \ 相続人等							計
算 出 税 額							
相続税額の2割加算額							
贈与税額控除額 (暦年課税分)							
配偶者の税額軽減額							
障 害 者 控 除 額							
贈与税額控除額 (相続時精算課税分)							
納 付 税 額 (100円未満切捨)							

(注) 相続税額の2割加算及び控除金額の計算過程は、次の(3)に記載する。

氏 名

(3) 相続税額の2割加算額及び控除金額の計算

(単位：円)

加算及び控除の項目	対 象 者	金 額	計 算 過 程
相続税額の2割加算額			
贈与税額控除額 (暦年課税分)			
配偶者の税額軽減額			
障害者控除額			
贈与税額控除額 (相続時精算課税分)			

3 長男Aの相続時精算課税の適用に係る権利義務の承継者、承継割合及び納付すべき税額

(単位：円)

権利義務の承継者	承 継 割 合	納付すべき税額 (百円未満切捨)